

長野県本人確認情報保護審議会 会議録

- 日 時 平成 27 年 2 月 17 日（火）午後 3 時～午後 4 時 10 分
- 場 所 長野県庁 議会棟 402 号会議室
- 出席委員 栗林正清委員、神戸美佳委員、松江英明委員、正木享委員、佐々木みち子委員、塩倉智文委員
- 県出席者 堀内昭英市町村課長、坂口秀嗣情報政策課長ほか
- 議 題
以下の項目について別紙のとおり審議を行った。

1 議 事

- (1) 会長の選任等について
- (2) 本人確認情報の県事務利用状況について
- (3) 県における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策（監査報告）について
- (4) 県事務への利用拡大について

2 その他

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステムの特定個人情報保護評価について
- (2) 市町村における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について

(別紙)

(司会)

定刻前ではございますが、皆様お揃いでございますので、ただいまから、「長野県本人確認情報保護審議会」を開会いたします。

開会にあたりまして、原山企画振興部長から、ごあいさつを申し上げます。

(原山企画振興部長)

企画振興部長の原山でございます。

長野県本人確認情報保護審議会を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、本日は公私とも大変お忙しい中を御出席いただき、心より感謝申し上げます。また、6期目を迎えた本審議会の委員への就任をお引き受けいただきましたことに対しても、改めて感謝申し上げるところでございます。

いわゆる住基ネットでございますが、平成14年8月の運用開始から12年が経過したところでございます。この間、全国的にもセキュリティ事故もなく、利用が進んでまいりまして、県におきましても年間11万件以上の利用がなされているところでございます。住基ネットは、住民の利便性と行政事務の効率化に大きく寄与していると考えているところでございます。

マイナンバー制度がいよいよ実施に向けて準備が進められているところでございます。とりわけ本年10月からは個人番号の付番、そして平成28年1月からは個人番号カードの交付という段取りになっておりますので、住基ネットにおきましても様々な準備作業が必要となりますので、市町村とともに入念に準備を進めてまいりたいと思っております。

ますます住基ネットの重要性が高まっているわけでございますので、セキュリティ対策には引き続き万全を期していくことが大切だと考えております。

委員の皆様方におかれましては、本人確認情報の保護の観点から、貴重な御助言や御示唆を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

(司会)

本日は、6名の委員の皆様全員にご出席いただいておりますので、「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例」の第8条第2項の規定によりまして、審議会は有効に開催されることとなります。お集まりいただいた6名の委員の皆様には、昨年3月15日付けで御委嘱申し上げますが、本日は新たな委員さんになられて初めての審議会ということでございますので、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと存じます。お手元にお配りしてございます名簿の順番に従いまして、栗林委員より順にお願いいたします。

(委員自己紹介)

(司会)

続きまして、本日出席しております県の関係職員を紹介いたします。

(事務局職員自己紹介)

(司会)

それでは、次第の「3議事」ということでございます。はじめに、本会議の会長の選任をお願いしたいと思います。参考資料の3ページをご覧くださいと思います。「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例」第7条第1項のとおり、本審議会に会長を置き、委員の互選により選任することと規定されております。会長の選任につきまして、御意見がございましたら御発言をお願いできればと思います。

(正木委員)

個人情報の保護に高い見識をお持ちであって、かつ本審議会の第4期・5期の会長をお務めいただいた栗林委員が適任かと思いますが、委員のみなさま、いかがでしょうか。

(委員)

※特段の意見なし

(司会)

ただ今、正木委員さんの方から栗林委員が適任ではないかとの御発言がありましたが、皆様ご了承いただいたところでよろしいでしょうか。

(委員全員)

※異議なし

(司会)

それでは、栗林委員に会長をお願いすることに決定させていただきたいと思います。栗林委員には、お手数ですが、会長席にお着きいただき、一言御挨拶いただければと思います。お願いいたします。

(栗林会長)

ただいま会長に御推挙いただきました、栗林でございます。委員の皆様の力をお借りいたしまして、会長としての任務を全うしたいと思っておりますのでどうぞ御協力をお願いいたします。

(司会)

それでは、これ以後の議事につきましては、条例第8条第1項の規定によりまして、会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(栗林会長)

続きまして、会長職務代理者の指名を行います。条例第7条第3項におきまして、会長が会長職務代理者を指名することとされておりますので、私が指名をさせていただきます。前第5期において会長職務代理者を務めていただいた松江委員に、引き続きお願いしたいと思います。松江先生、よろしいでしょうか。

(松江委員)

はい。

(栗林会長)

それでは、松江委員に会長職務代理者に就任していただくということで、よろしくお願いいたしますします。

続いて、議事に入ります。以降の議事についての公開・非公開の扱いですが、これまで参考資料4ページの「傍聴要領」のとおり扱ってきております。審議会は原則公開であります。本日の会議についても全て公開とする予定であります。ただし、セキュリティ対策の詳細に関する内容についての議論となり、本人確認情報の保護を図る上で支障があると認められ非公開とする場合においては、その都度委員の皆さんにお諮りして決定してまいりたいと思っておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、県の機関における本人確認情報の適正利用について知事が講じた措置について報告を求めます。議事の(2)「本人確認情報の県事務利用状況について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1に基づき説明。

(栗林会長)

ありがとうございました。説明いただいた内容等に関して、質問・意見等ございますでしょうか。

(委 員)

※質問・意見なし

(栗林会長)

特にないようですので、それでは、この件について、了承いただいたということでよろしいでしょうか。

(委 員)

※了承

(栗林会長)

それでは、県においては、引き続き適切に県事務利用を行ってください。

次に、(3)として、「県における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策（監査報告）について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料2に基づき説明。

(栗林会長)

どうもありがとうございました。ただ今説明をいただいた内容について、質問・意見等ございますでしょうか。

(委 員)

※質問・意見なし

(栗林会長)

それでは、この件について、了承してよろしいでしょうか。

(委員)

※了承

(栗林会長)

それでは、次に、(4)として、「県事務への利用拡大について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3に基づき説明。

(栗林会長)

ありがとうございました。ただ今説明をいただいた内容について、質問・意見等ございますでしょうか。

私の方からよろしいでしょうか。資料3-2ですが、現在利用できる事務は32事務ということですが、資料は「33」となっていますが、「32」が正しいのでしょうか。

(事務局)

資料3-2は、法別表の号数を記載しておりますので、「33」で正しいものです。事務の数は32事務でございます。

(栗林会長)

それから、資料3-4の「運用面」の業務アプリケーション利用上のセキュリティ対策ですが、例えば権限のない者による不正な操作防止や出力情報からの情報漏えい防止と記載がありますが、具体的にはどのように徹底しているのでしょうか。

(事務局)

権限のない者による不正な操作防止につきましては、生体認証を導入しておりますので、システムに入るためには手のひらの生体情報を事前に登録した者ではないと利用できないという不正な操作防止の仕組みが施されています。出力情報からの情報漏えい防止につきましては、例えば本人確認情報を検索して出力した帳票をプリンタに長時間放置しないですとか、すぐに持ち帰ることなどを職員に周知・徹底させているところでございます。

(栗林会長)

細かいことですが、職員が帳票を持ち帰らないなどはどのように担保されているのでしょうか。

(事務局)

職員が外へ持ち出さないことの担保ということでしょうか。

(栗林会長)

そうです。細かいことで申し訳ありませんが、職員が外へ持ち出さないということの担保は具体的にどのようにされているのでしょうか。

(事務局)

事務利用担当課によっては、紙で出力する必要がないので、画面を見るのみというところもございますし、事務の規定上、確認したということを帳票として残しておかなければならない事務利用担当課につきましては、誰をいつ検索したかということを必ず記録として残しており、検索した職員以外がそれを確認しており、複数の目でチェックしておりますので、一定程度は防ぐことができているのではないかと思います。

(栗林会長)

ありがとうございます。確認ですが、外への持ち出しというのは単独だと分かりませんか。複数でチェックしているということなんですよ。

(事務局)

事務利用担当課において、直属の上司もしくは副担当においてチェックをしているところでございます。

(栗林会長)

わかりました。他の委員さん、いかがでしょうか。

(神戸委員)

よろしいでしょうか。拡大する事務の概要が資料 3-3 にありますが、こちら利用が決まっているということでしょうか。条例改正が必要な事務はありますが、法律に基づくものは基本 4 月から利用するということが決定しているということでしょうか。

(事務局)

この 8 事務につきましては、委員さんおっしゃいましたように法事務につきましては平成 27 年度以降速やかに利用を開始したいと考えておりますし、条例事務につきましては条例の改正が必要となりますので、改正を行った後に利用を開始したいと考えております。

(神戸委員)

わかりました。ありがとうございます。法事務については利用する根拠がありますので、必要に応じてということでもいいと思いますが、条例事務の方ですけれども、先ほど担当課の希望や他県の状況、端末の活用状況などによって、事務を決めているということでご説明いただきました。資料にも他県の利用状況が記載されており、1 都道府県のものから様々ありますが、担当課の利用希望が強いか事務の煩雑さなど、どのような点を重視したのでしょうか。基準などがありましたら、教えてください。

(事務局)

先ほどご説明させていただきましたように、基本的には事務担当課と話をする中で要望のあった事務ということでございます。また、他県での利用ですとか、中には利用件数が多いもの

があり、事務の煩雑さが解消できるようなものもあると理解しておりますので、委員さんのおっしゃいますように、利用見込件数や他県の利用状況などは様々ではございますが、総合的に勘案し、4事務を選定いたしました。

(栗林会長)

神戸委員、よろしいでしょうか。

(神戸委員)

はい。必要性と利用希望を勘案して、個人情報保護の観点も考慮した上で、利用が必要という事務を選定したということではよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(栗林会長)

ありがとうございます。他にございますか。

(正木委員)

資料3-5の平成27年度以降の監査というところですが、考え方として3年間で外部監査もしくは内部監査を実施するというご説明がありました。内部監査と外部監査を選択する基準というのはあるのでしょうか。一般的に外部監査の方が独立性があり、監査としては適していると思うのですが、年度別の監査対象所属がどのように決められたのか、考え方を教えていただければと思います。

(事務局)

外部監査につきましては、先ほどご説明させていただいたように、業務端末を設置している所属を優先し、内部監査と組み合わせているのが実情でございます。やはり、業務端末を設置している機関に外部監査をお願いしたいという考えがございまして、これまでの実施状況と3年という周期を勘案し、このようにさせていただいております。

(栗林会長)

正木委員、よろしいでしょうか。

(正木委員)

はい。

(栗林会長)

ありがとうございました。他にございますか。

(松江委員)

資料3-4に技術面のセキュリティ対策ということで記載がありますが、先ほど部長さんのごあいさつにもありましたが、住基ネットが始まって12年経つわけですが、ソフトウェアの更新など適宜行っているんだと思いますが、セキュリティとの関係でそのあたりどのよ

うにされているのか、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

(事務局)

機器更改につきましては、全国的な標準更改期間というものがございまして、長野県も標準更改期間中、5年に1回程度になりますが、機器については更新させていただいております。ソフトウェアの部分につきましては、全国的に同じアプリケーションを利用しておりますので、更新の必要がある際には、指定情報処理機関である地方公共団体情報システム機構から修正のプログラムが配布されますので、それを職員もしくはベンダーに依頼をいたしまして、適切に更新をしているところでございます。

(栗林会長)

よろしいでしょうか。

(松江委員)

はい。

(栗林会長)

他にございますか。

(神戸委員)

資料 3-5 の年度別計画のところですが、ご説明のあったとおり、新規事務利用担当課については、原則利用開始年度に内部監査を実施されるということですが、今年度3機関であったところをかなり数が増えるわけですが、人員体制などは大丈夫でしょうか。

(事務局)

新規事務利用担当課につきましては、最初の年に監査をするということが大切であるというように認識しておりますので、3年に1度というサイクルの中で、これまでの事務利用担当課は引き続きのまま、新規事務利用担当課を実施したいと考えておりますので、人員体制を補強するというのはなかなか難しいところですので、なるべく計画的に実施してまいりたいと思います。

(神戸委員)

わかりました。最初の年に実施することは重要と考えますので、よろしく願いいたします。

(栗林会長)

他にありますでしょうか。

ないようですので、この件については了承ということでよろしいでしょうか。

(委 員)

※異議なし

(栗林会長)

はい。ありがとうございます。それでは、県においては、引き続き適切かつ徹底して事務を

行っていただきたいと思います。

(事務局)

資料4に基づき説明

(栗林会長)

ありがとうございます。内容等に関して、質問・意見等ございますでしょうか。

私の方からよろしいでしょうか。資料4-1の4(2)住民等の意見聴取についてですが、長野市の場合だと、27支所で閲覧できるように置いておいたそうですが、川中島支所で1人のみ問い合わせがあっただけで終了したというように聞いています。パブコメを周知するにあたり、自由に情報を得られる人たちはいいのですが、お年寄りなどパソコンを利用しない、あるいは広報も見ないという人が大半であり、そういった人たちがマイナンバーを利用する意味が高いと思うんですね。なので、お願いしたいのは、パブコメをできるだけわかりやすいような形で周知徹底していただきたいと思っています。具体的にこういった手段でパブコメを実施しておられるのか教えていただきたい。

(事務局)

パブリックコメントにつきましては、県のホームページで公開するほか、行政情報センター・行政情報コーナー・市町村課において閲覧することができます。

(栗林会長)

分かるのですが、そういった情報すら関心がないというか、情報を受け入れられない人たちにむしろ周知が必要なんだと思います。今すぐにどう考えているのかということをお聞きするのではなくて、そのあたりも配慮してもらいたいという意見でございます。

(事務局)

承りまして、検討させていただきたいと思います。

(栗林会長)

他にございませんか。

ないようですので、続きまして(2)「市町村における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料5に基づき説明。

(栗林会長)

ありがとうございました。ただ今報告いただいた内容について、質問・意見等はございますでしょうか。

(佐々木委員)

小諸市でも巡回指導をいただきまして、指摘をいただいた部分を改善いたしまして、システム運営監査を受けさせていただきました。その際にもいろいろご指導をいただきありがとうございます。

ございました。システム運営監査の中でも、自分たちではチェックシートに基づいてチェックしているようでも、思い違いしているような点が実際にありまして、やはりこういった指導をいただくということがセキュリティに関しては大事だと実感いたしました。

(栗林会長)

塩倉委員さんいかがでしょうか。

(塩倉委員)

私どもも外部監査を受けましたが、小諸市さんがおっしゃったように、自分たちではできていると思って3点を付けていたものでも、足りない、不備があるようなものがあるとご指導いただきありがとうございます。今後、マイナンバーに向け準備しているところでございますけれども、全ての市町村がセキュリティをきちんとしておかなければならないと思いますが、規模が小さい町村になればなるほど、日々の業務の忙しさもあり、そこまでできないということもあります。今後も県の巡回指導を実施していただきますようご要望いたします。

(栗林会長)

他にございますでしょうか。

1点だけ質問よろしいでしょうか。平成23年度くらいから、この審議会でもっと多くの団体に巡回指導を実施してほしいとお願いをいたしまして、24年度と25年度に非常に多くの団体に実施していただいて、全市町村回られたということでございますが、27年度はどのくらいの予定でしょうか。

(事務局)

県の巡回指導につきましては、来年度は計画としてはさせていただかずに、セキュリティ事故が発生した場合などの必要に応じた実施ということで、これまでのような計画的な実施というのは、来年度については考えておりません。

(栗林会長)

1年くらいお休みすると。

(事務局)

来年度、マイナンバーの関係でチェック項目の追加・変更などが考えられ、巡回指導の時期にチェック項目が変更される可能性もあるといった微妙な部分もありますので、そういった意味でも、再来年度以降の実施を検討させていただきたいと考えております。

(栗林会長)

チェック項目が変更される可能性もあるので様子をみようと、そういうことですね。わかりました。

他にございますでしょうか。事務局の方で何かございますか。

ないようですので、本日予定された内容はすべて終了いたしました。以上で本日の審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。